

## 河北町下水道事業経営戦略(農業集落排水事業)

団 体 名 : 山形県河北町

事 業 名 : 河北町農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	27.0625人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区(吉野処理区)		
処 理 場 数	1処理場(吉野地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	4月1日及び10月1日を基準日として、当該処理場を使用する一般家庭に1カ月当たり、1件につき2,420円の基本額を課し、各々に居住する人数1人につき550円の人数割額を加算する。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	4月1日及び10月1日を基準日として、当該処理場を使用する事業場に1カ月当たり、1件につき2,420円の基本額を課し、各々に勤務する人数に0.2を乗じ小数点以下を切り上げた人数1人につき550円の人数割額を加算する。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,996円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,658円
	平成30年度	3,996円		平成30年度	3,740円
	令和元年度	4,070円		令和元年度	3,662円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。ただし、当該事業は人数割による使用料体系であるため、ここでは人数割3人の場合を記載する。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	7人(公共下水道事業及び当該事業使用料の収納に係る職員が兼務)
事業運営組織	「第4次河北町行財政改革大綱」により平成15年度、水道部局(水道課)及び下水道部局(下水道課)と運営組織を統合し、農林部局(農林課)から本事業を引き継ぎ、組織名が上下水道課となる。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設維持管理
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	実績なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

## 2. 経営の基本方針

### ○計画的な事業執行

本事業は処理区域面積が16haと極めて限られており、現時点で整備が完了している。今後も区域拡大は見込んでおらず、経営の主体は引き続き、施設の維持管理、平成38年度完済に向けた企業債の償還となる。以上により、破損及び老朽化に適宜対応しながら、住民負担に配慮し、年度毎の経費について平準化に努める。

### ○収入の確保と負担の適正化

使用料の徴収については、毎年度100%の徴収率をほぼ達成しており健全である。しかし、使用料の増加については、処理区域内世帯120世帯に対し、8世帯が供用開始以来未接続であるため、水洗化全域化には至っていない。そのため、引き続き本事業の主旨を理解していただき、協力を求めている。

### ○公営企業会計への移行

令和6年度より公営企業会計に移行し、経営健全化・効率化に努めます。

## 3. 収支計画

### (1) 収支計画：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

新たな設備投資の予定はない。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本事業の対象は、「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域に隣接した限られた集落であり、その拡大は考え難いため、本計画における料金収入は、平成29年度の予算額を基に、消費税を加味し、概ね5,843千円としており、区域内の人口について増加を見込まず、令和2年度以降の額は同額としている。また、他会計(一般会計)繰入金は料金収入の額を踏まえたうえで、支出に見合った額を充てている。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

##### ○毎年度定額の計画事項

- ・動力費:排水用マンホールポンプ200千円、排水処理施設1,900千円
- ・薬品費:100千円
- ・維持管理業務委託費:2,200千円
- ・修繕費:1,500千円
- ・水道事業会計への人件費に係る負担金として3,000千円

##### ○令和2年度からの加算する事項

- ・消費税率改定相当額:200千円(消費税率8%から10%に変更)
- ・公営企業会計基本計画策定委託:1,300千円

##### ○令和3年度から加算する事項

- ・公営企業会計移行支援等業務委託:7,678千円

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	初期投資から効率性を考え、本町における農業集落排水事業は吉野処理区のみに絞っているため、実施する予定はない。
投資の平準化に関する事項	新たな設備投資の予定はない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	予定なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	使用料の算定基礎となる数値が排水処理接続箇所数及びその人数であるため、それらの増減に注目し、維持管理にかかる経費と照らし合わせながら、適宜検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	予定なし
その他の取組	予定なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状、活用できる事業がないため、予定はない。
職員給与費に関する事項	これからも公共下水道事業の職員が本事業を兼ねるため、計上の予定はない。
動力費に関する事項	現状、区域拡大の予定がないため、収支計画上の経費維持に努める。
薬品費に関する事項	現状、区域拡大の予定がないため、収支計画上の経費維持に努める。
修繕費に関する事項	維持管理業務の成果から、より細分化した予見をしていき、収支計画上の経費維持に努める。
委託費に関する事項	現状、区域拡大の予定がないため、収支計画上の経費維持に努める。
その他の取組	予定なし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	使用料のみを財源とした経営が理想的であり、本町一般会計の繰入金について、その増減が検証の目安と考える。今後は収支計画により、決算期において進捗管理をし、後年度の計画見直しという流れを継続していく。
---------------------	--